

安心して暮らすための消費生活センターを活用しよう

消費者問題が多様化・複雑化している中で、新たな手口の悪質商法も現れています。被害に遭わないためにも、消費生活センターを上手に活用してください。

問い合わせは 消費生活センター ☎2300-1755

5月は消費者月間。ことしのテーマは「安全・安心 いま新たなステージへ」です。消費生活センターでは、消費者被害を防ぎ、市民が安心して生活を送れるようさまざまな取り組みを行っています。

■消費生活相談

悪質商法による被害や商品の購入など事業者との間に生じたトラブルや疑問について、専門の相談員が問題解決のためのお手伝いをします。

■講座・セミナー

同センターでは、次の講座などを開催しています。
 ①消費者問題の専門家からりやすく講義する消費者講座②消費生活啓発員や市職員などが地域に向いて、悪質商法から身を守るための知識を寸劇などで説明する出前講座③生活に役立つ知識を学べるくらしのセミナー。

平成23年度商品・役務別相談内容		
順位	商品・サービス	件数
1	携帯電話の情報料のトラブルなど	368
2	消費者ローン利用による多重債務関係	295
3	学習・資格教材、新聞契約のトラブル	139
4	アパートの賃貸借・電話機のリースなど	98
5	食品の安全性	87
6	冠婚葬祭の会、互助会、祈祷サービス	87
7	ソーラーシステム、床下換気扇など	85
8	消火器、節電器、浄水器など	78
9	具体的商品を特定できない相談(架空請求)	66
10	海外宝くじなど	58

古着は大切な資源です 捨てずにリサイクルを

問い合わせは ごみ減量課 ☎898-6272

春の衣替えなどで不用になった古着は、リサイクルに出しましょう。地域の自治会などが実施している有価物集団回収(廃品回収)か市内30カ所の市有施設などに設置してある紙リサイクル庫に出すことができます。洗濯して、透明か半透明のビニール袋に入れてください。

出せる物=下表のとおり
 出せない物=傷んでいる衣類、綿が入っている衣類、寝具類(布団、マットレス、枕)など

リサイクルに出せる物			
衣類※	スーツ 	ジャンパー・ジャケット 	コート・セーター
	Tシャツ 	ワイシャツ・ブラウス 	トレーナー・ポロシャツ
	スラックス・ジーンズ 	着物・帯・下着類など 	
衣類以外	靴 	帽子 	かばん
			ぬいぐるみ・毛布

※古着として再利用できるものであれば、材質は問いません。

よく確認してください

市県民税の制度改正

問い合わせは 市民税課 ☎898-6203

本年度市県民税の制度改正を次のとおり行いました。これにより、収入などが前年と同じでも税額が増えることがあります。なお、年齢は昨年12月31日時点です。

●**扶養控除の見直し**
 16歳未満の扶養親族に対し

●**同居特別障害者加算の特例**
 これまで扶養控除に加算していた同居特別障害者控除の加算が、障害者控除に加算され

モデルケース

給与収入400万円で配偶者、子ども2人(14歳と16歳)を扶養している場合



こんなケースに要注意!!

利殖商法

突然パンフレットが送られてきた後、複数の業者が登場し言葉巧みに勧誘する手口です。絶対にもうかるうまい話はないので、きっぱり断ることと販売員を安易に家に招かないことが大切です。



振り込め詐欺

従来のオレオレ詐欺やカード詐欺の被害に加え、最近では市職員を名乗って訪問し、被害救済を語るなどして現金を預かったままいなくなるという手口も。自分だけで判断せず、まずは家族や知人、近所の人などと話をしましょう。



携帯電話などのトラブル

パソコンや携帯電話のアダルトサイトなどで、利用料金や規約を明確にせず、クリックすると即時に「契約完了」「料金請求」などと表示し高額な料金を請求するなどのトラブルが発生しています。安易に請求には応じずに、消費生活センターに相談してください。



子ども手当が児童手当に 6月に現況届の提出を

問い合わせは 子ども課 ☎2200-5701

4月から子ども手当制度に変わり、児童手当制度が始まりました。これまで子ども手当を受給していた人は、制度改正に伴う手続きはありません。ただし、引き続き児童手当を受給するには、毎年6月に現況届を提出する必要があります。

対象は本市に住所があり、中学生以下の子どものを養育している人
 支給月額(1人当たり) Ⅱ(3歳未満)1万5,000円(3歳〜小学生)1万円(第3子以降は1万5,000円)(中学生)1万円(所得制限以上の世帯(6月分から)一律5,000円

■3月分までの子ども手当

対象者は、9月28日(金)までに申請することで、昨年10月からことし3月分までの子ども手当をさかのぼって受給することができます。

■現況届は必ず提出を

毎年6月1日現在の受給資格状況を現況届で確認します。対象は昨年10月1日時点で子ども手当の支給要件を満たしている、ことし3月分までの手当を受給していなかった人

消費者の豆知識

マンション販売の強引な勧誘

事例 職場に「資産運用について説明したい」と電話があり、勤務中なので電話を切ると伝えたところ「安定した家賃収入があり、必ずもうかる」と投資用ワンルームマンション購入を勧められました。興味がないと断りましたが、「話を聞かないのは失礼だ」とそれから何度も電話がかかってくるようになりました。

回答 昨年10月にこのような勧誘行為についての規制が強化されました。勤務中であることを知りながら勧誘して困らせたり、マンションの販売であることを先に伝えなかったり、社名を名乗らずに勧誘することは宅地建物取引業法で禁止されました。また、断った人に対して繰り返し電話をしたり、面会を求めたりすることも禁止されています。

投資にはリスクがあり、必ずもうかるわけではありません。興味のない勧誘はきっぱりと断ることが大切です。しつこく勧誘を受けた場合は、職場の上司や同僚の協力を得て、電話口に出ないようにしましょう。

問い合わせは 消費生活センター ☎2300-1755